

令和元年第3回定例会（9月議会）

予算特別委員会農林水産分科会  
農林水産委員会  
付託議案関係資料

（補正予算・条例関係）

令和元年9月18日

農 林 水 産 部

# 目 次

## ○ 補正予算関係

1 農業農村整備事業（公共）〔農地整備課〕	-----	1
-----------------------	-------	---

## ○ 条例関係

2 卸売市場法の改正に伴う秋田県卸売市場条例の廃止等について〔農業経済課〕	--	2
---------------------------------------	----	---

3 花き種苗センターの移転について〔園芸振興課〕	-----	4
--------------------------	-------	---

# 1 農業農村整備事業（公共）

農地整備課

農業の生産基盤の強化や農村地域の安全・安心を図るため、ほ場整備や農業水利施設の整備を実施する。

## 1 主な事業内容

### (1) 基盤整備促進事業

生産効率の向上と高収益作物への転換を図るため、暗渠排水や区画拡大など地域の実情に応じた簡易な基盤整備を実施する。

- ・ 実施地区 大潟村大潟耕作4期地区ほか4地区
- ・ 予算額 434,596千円

### (2) 農村地域防災減災事業

ため池管理者が、現地に行かずとも安全かつ迅速にため池の水位を監視できるシステムを整備する。

- ・ 実施地区 羽後町羽後地区
- ・ 予算額 1,000千円

## 2 事業主体

- (1)：市町村、土地改良区等
- (2)：県

## 3 予算額

435,596千円（国庫支出金 435,596千円）

### 【参考1】 基盤整備促進事業及び農村地域防災減災事業の予算概要

単位：千円

事業内訳	予算現計	補正額	補正後
(1) 基盤整備促進事業	724,880	434,596	1,159,476
(2) 農村地域防災減災事業	4,032,778	1,000	4,033,778
計	4,757,658	435,596	5,193,254

### 【参考2】 令和元年度農業農村整備執行予算（予定）

単位：百万円

事業区分	H30補正	R元当初	6月補正	9月補正	計
水利施設整備事業		1,751			1,751
経営体育成基盤整備事業	9,612	10,478			20,090
農地防災事業	779	3,965	582	1	5,327
その他（基盤整備促進事業他）	16	4,612	21	435	5,084
計	10,407	20,806	603	436	32,252

## 2 卸売市場法の改正に伴う秋田県卸売市場条例の廃止等について

農業経済課

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）の施行に伴い、秋田県卸売市場条例を廃止するとともに、地方卸売市場の認定を受けようとする者から手数料を徴収するための手数料徴収条例を新設する。

### 1 秋田県卸売市場条例の概要

卸売市場の適正かつ健全な運営により、生鮮食料品等の取引の適正化を図り、県民生活の安定に資することを目的に、以下の事項について定めている。

- ・ 地方卸売市場の開設許可手続き（許可手数料：30,000円）
- ・ 小規模卸売市場の定義及び開設許可手続き 等

### 2 卸売市場法改正の概要

#### (1) 改正の背景・ねらい

- ・ 近年の食品流通の多様化や消費者ニーズに的確に対応するため、食品流通の合理化・効率化と自由で公正な取引環境を確保。
- ・ 各卸売市場の特色を活かした取組を促進し、卸売市場の活性化を図るため、市場取引に係る各種規制を緩和。

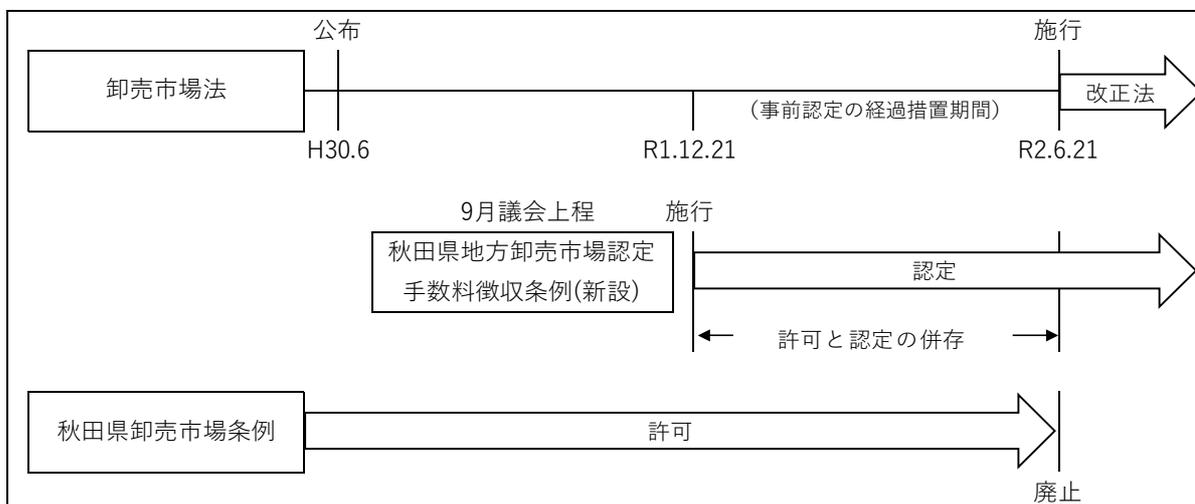
#### (2) 主要な改正事項

- ・ 卸売市場の開設について、許可制から認定制へ移行。
- ・ 地方卸売市場の下限面積要件の廃止。
- ・ 市場取引に係る各種規制は、市場関係者の意見を聴いた上で、開設者が設定。

#### (3) 改正法施行までのスケジュール

- ・ 平成30年6月22日 改正法公布
- ・ 令和元年12月21日 事前の卸売市場開設認定申請開始
- ・ 令和2年6月21日 改正法施行

#### 【改正法施行と県条例の関連】



### 3 条例の対応

#### (1) 秋田県卸売市場条例の廃止

- ・ 理 由：条例で規定してきた小規模卸売市場の取り扱いが地方卸売市場として改正法に包括されたほか、県条例への委任規定が削除され、地方卸売市場の開設許可手続き等を定める必要がなくなった。
- ・ 施行期日：令和2年6月21日

#### (2) 秋田県地方卸売市場認定手数料徴収条例の新設

- ・ 理 由：事前認定の経過措置に対応し、新たに認定手数料を徴収するための条例を制定する必要がある。
- ・ 手 数 料：15,000円
- ・ 施行期日：令和元年12月21日（事前認定申請開始日）

#### 【参考】他の都道府県の状況

		全国	東北
条例	廃止	45	6
	改正	2	0
手数料	非徴収	29	1
	徴収	18	5

※令和元年8月末現在。

### 3 花き種苗センターの移転について

園芸振興課

花き種苗センターは、令和元年8月1日に潟上市から農業試験場敷地内に移転し、業務を開始した。

#### 1 新センターの概要

- ・ 温室13棟、作業舎1棟、実験室1棟、格納庫1棟 合計16棟（延べ3,028㎡）
- ・ 事務室は農業試験場本館4階に設置



〔新花き種苗センター作業舎〕



〔優良種苗の安定供給のための施設を整備〕

#### 2 新センターの役割

##### (1) 県オリジナル品種の種苗の安定供給

秋田りんどう、NAMAHA GEダリア、トルコギキョウ等の県オリジナル品種の種苗を安定的に供給。

##### (2) 高度な技術を要する種苗の生産

農業試験場の知見や研究成果を生かし、周年生産に向けた冬期振興品目の種苗や、高品質化に不可欠なダリアのウイルスフリー苗を生産・供給。

##### (3) 新規栽培者への技術支援

フロンティア研修生の種苗生産技術の習得の場として活用するとともに、新規栽培者（5年以内）に対し高度な技術を要する種苗を供給し、経営の安定を図る。

#### 【種苗供給計画】

品 目	内 容
トルコギキョウ	新規栽培者（5年以内）への供給を優先
ダリア	県オリジナル品種のうち、新品種のみを生産
リンドウ	県オリジナル品種
新テッポウユリ	県オリジナル品種（地域オリジナル品種を含む）
冬期振興品目	キンギョソウ、シクラメン、ラナンキュラス等
その他	ペゴニア等
合 計	90万本

### 3 旧センター各施設及び敷地等の処分方針

- 【A】：観賞温室、花の広場等（約5ha）は、「道の駅しょうわ」と一体的に利用するため、潟上市へ譲与（令和元年12月1日予定）。これに伴い、観賞温室等の指定管理について定めた秋田県花き種苗センター条例を廃止。
- 【B】：道の駅の敷地として有償貸付中の土地（約0.7ha）は、潟上市に売却を予定。
- 【C】：種苗生産施設を解体した跡地については、引き続き潟上市と協議。

【参考】旧センター内の配置図（潟上市昭和豊川竜毛）

